

輝け！おばねっ子

令和7年12月11日

～尾花沢の未来をひらくいのち輝く人間の育成～



これまでの「輝け！おばねっ子」は上のQRコードからご覧いただることができます



児童虐待をみんなで防ごう

第2回市いじめ問題対策連絡協議会(兼)生徒指導対策連絡協議会～

先日、第2回尾花沢市いじめ問題対策連絡協議会が行われました。この協議会は、県福祉相談センター、警察署、市福祉担当課、市PTA連合会、民生児童委員、人権擁護委員、学校、教育委員会などの関係各所の方が参加し、本市の児童・生徒の学校及び家庭における安全安心な生活をめざすために開催されています。内容は、いじめ・長期欠席者等の現状を知り、その未然防止・早期発見・組織的対応等について協議するのが主ですが、テーマを設けた協議も行っています。以前には、「SNSが児童生徒に及ぼす影響について」をテーマとして、家庭でのSNSとの上手な付き合い方が重要であることや、その機運を市PTA連合会で盛り上げる必要があるとして、『共同宣言』のチラシを作成し啓発活動を行いました。なお、その活動は、現在も進行中です。

今回のテーマは、『児童虐待』です。

児童相談所や警察署の方から児童虐待の現状を聞き、『児童虐待』の正しい理解とその対応等について協議しました。『児童虐待』とは、親または親に代わる保護者・養育者・その他子どもに関わる大人が、たまたま起こった事故ではなく、暴力・放任・無視などをして、子どもの健全な成長や発達をさまたげ、子どもの心身を傷つける行為を指します。なお、具体的な行為として子どもの面前で過度な夫婦喧嘩をすることも児童虐待(心理的虐待)のおそれがあるとの説明を受けました。そして、学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあるため、児童虐待を早期発見するとともに『通告』する義務があることも確認しました。

※『通告』・・・児童虐待のおそれがあると認めたときに、関係機関に知らせること

- 学校、児童福祉施設…～は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。【児童虐待の防止に関する法律 第5条】
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは…～児童相談所に通告しなければならない。【児童虐待の防止に関する法律 第6条】
- 学校は、児童虐待防止法上、虐待の疑いがあれば速やかに通告することが義務付けられている。

【文部科学省 学校における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)より】

児童虐待の防止に関する法律のねらいは、『虐待の早期発見』であり、早期に児童や保護者のケアを行えば深刻な虐待事象から子どもは救われます。教育委員会では、「通告したことを保護者に知られると、学校と保護者との関係が険悪になる。」「この程度で通告は大げさだ、事実確認を正確にしたのか」などの理由から、『通告』が遅れたり見送ったりするような事態にならないように、学校と連携しながら対応してまいります。

関係各位のご理解とご理解をお願いいたします。

【担当】 尾花沢市教育委員会こども教育課
教育指導室長 齊藤 公良
Tel:0237-23-3330 Fax:0237-22-3034
E-mail: saitot@city.obanazawa.yamagata.jp